



会 務 通 信

W e b 版

No.318

【令和 3 年 11 月号】

会員数 / 個人会員 1,078 名
法人会員 56 法人(10 月 1 日現在)

愛知県土地家屋調査士会 令和 3 年 11 月 1 日発行

- ◆ 会務報告 副会長 川合 秀幸
- ◆ 境界問題相談センターニュース No.39
- ◆ 総務財務部会報告 総務財務部部員 青山 成行
- ◆ 企画研修部会報告 研修部長 田中 智司
- ◆ 企画広報部会報告 企画広報部部員 稲山 亮二
- ◆ 支部紹介 東三支部(第1回) 広報委員 吉田 明
- ◆ 第 5 回理事会報告 企画広報部理事 佐野 潤
- ◆ 事務局からのご案内
- ◆ 編集後記

会務報告

副会長 川合 秀幸



令和 3 年 10 月 4 日、菅内閣が総辞職し、先の自民党総裁選挙により総裁となった岸田文雄氏が、同日に開催された臨時国会で第 100 代内閣総理大臣に指名され、岸田内閣が発足しました。10 月 14 日に衆議院が解散するとのことで、この会務通信が発刊される頃には総選挙が行われ、新たな衆議院議員が決まっていることでしょう。新型コロナ対策においては、引き続き最重要課題として取り組んでいただいて、1 日でも早く平穏な日々が過ごせるようになることを期待します。菅義偉前首相は、昨年 9 月 16 日から 1 年余りの任期でしたが、本当にお疲れ様でした。

さて、今年度の財務部の事業計画に「コロナ禍における会費減免を検討する。」があります。8 月中旬から 9 月末にかけての第 5 波が襲いかかって来そうな予兆のある中で、このことについて 8 月 4 日の総務財務部会で協議を行いました。私の事務所では、クライアントの新型コロナによる事業凍結の影響もあって、前年比 33%減だったのですが、総務財務部役員の中で売上げがひどく落ち込んでいたのは、なんと私だけだったようです。愛知会会員の令和 2 年度の全体の売上は、前年比 7.0%減でしたが、前々年比では、わずか 2.0%減でした。また、公嘱協会の第 37 期では、コ

コロナ禍で事業執行が難しい中ではありましたが、種々の登記測量の業務受託があったとのことで、事業目標に達することができたと聞きました。これは官公署のご理解はもとより協会役員をはじめとして、社員が一丸となった組織力の成果でもあると察します。これらのことから、愛知会としては現段階で土地家屋調査士業務に及ぼすコロナ禍の影響を大きく受けているとまではいえないと判断し、会費減免については、もうしばらく様子を見ることとしました。コロナ禍で現在、土地家屋調査士業務に直接影響を及ぼしているのは、先のウッドショックが記憶に新しいところですが、昨年と同様に便器等の設備部品の納入が遅れ気味になっています。もし、建物表題登記の際にこれら設備の設置が間に合わない場合には、必ず調査報告書に遅滞なくトイレ等の設備は設置される旨の記載を忘れないよう、お願いします。

私事で恐縮ですが、最近体力が衰えたせいか、現場で度々、つまずくようになりました。足が上がっていないようです。全国の土地家屋調査士の平均年齢は約 59 歳で、私は年が明けるとこの平均年齢に達します。この業界から見れば、まさにバリバリの中堅どころでしょうか。この前、建築現場で表題登記のための現地調査に行きカラーコーンにはめてあるバーを横着してまたごとしたら、見事に足を引っかけて転びました。私の足の長さからいえば、まさか引っかかるとは考えておらず、危うくお客様の大事な新築現場で血を流し、お客様にご迷惑をおかけするところでした。ここで思い出したのは、ハウスメーカーの安全大会で唱和する「見逃すな、危険作業と危険箇所、先手の改善0災、ヨシ！」のスローガンです。最初からバーを外しておけば、引っかかって転ぶこともありません。これは労働災害を未然に防止するためのものですが、横着をすると自分が痛い目に合うばかりでなく、周りにも迷惑をかけることがあるという教訓とも受け取れます。

総務・財務担当ということで、最近は苦情案件や綱紀案件に関わるが多くなりました。本会では、専務理事や事務局次長をはじめとする事務局職員が、苦情申出に至らないよう、日々、懇切丁寧に対応しています。私たちの業務は、一瞬で苦情になってしまう可能性を秘めた場面に遭遇します。会員の皆さまにおかれましては、まさにこのスローガンのように危険(この先の苦情)を予知し、業務を進めていかれることを切に願います。

全国に発出されていた緊急事態宣言とまん延防止等重点措置が、9月30日をもって全面解除となりました。かと申しましても、以前のような生活に戻ったわけでもありませんので、まだしばらくは本会の理事会、部会、委員会の会議はWEB中心で行っていくことになりそうです。本会事務局では幸いにも、今日に至るまで新型コロナウイルス感染症は発症していません。当会役員、事務局職員も細心の注意を払って会務にあたっています。総務部では、9月7日に本会ホームページの会員の広場に新型コロナウイルス感染症対応マニュアルを掲載しましたので、参考にいただければ幸いです。そしてスローガンは、もう一つあります。それは「一人ひとり、かけがえのない人、ヨシ！」です。末筆ではございますが、昼夜の寒暖差が厳しい時節柄、会員の皆さまにおかれましては、どうかお体を大切にいただき、業務に励まれることを祈念いたします。

愛知県土地家屋調査士会

境界問題相談センターニュース



No.39

7月のあいち境界問題相談センター運営委員会において、委員長、副委員長、運営委員に下記の方々が新しく就任しましたのでお知らせします。

「あいち境界問題相談センター」運営委員会の役員変更のお知らせ

新委員長 福本博之弁護士

あいち境界問題相談センター運営委員会委員長に就任して

愛知県土地家屋調査士会の会員の皆さま(おそらくは大多数の会員の皆さま)、改めまして、あいち境界問題相談センター運営委員会の委員長としてご挨拶させていただきます。

さて、右下の表をご覧ください。

これは、2009年から2019年にかけて、全国の地方裁判所(第一審)が受け付けた通常事件の数(新受件数)、その年に終了した事件数(既済件数)、処理できずに残った事件数(未済件数)を表したものです。

まず驚くのは、2009年には全国で約235,000件が新たに裁判上の紛争になっていたのに対し、その10年後の2019年には、全国で裁判上の紛争にまでなった件数(新受件数)は約135,000件で、この10年という期間で、訴訟案件が実に約100,000件も減少しているということです。では、この新受件数が

年々減少しているのなら、その分、裁判所は一つひとつの事件を集中的に審理し処理することができるから、既済事件数は逆に増加しているのか?と思うと、いやいや増加するどころか、これもまた年々減少している、という不可思議な点です。

いわゆる「裁判沙汰」になってしまったトラブル数が減少したのは、それだけ我が国の社会が安定して、国民の意識も成熟・向上して、世の中の紛争自体が減ったからでしょうか?そして、新受

年	民事第一審通常訴訟事件(地方裁判所)		
	新受(件)	既済(件)	未済(件)
2009	235,508	214,519	126,040
2010	222,594	227,439	121,201
2011	196,366	212,499	105,068
2012	161,313	168,227	98,155
2013	147,390	149,931	95,611
2014	142,487	141,012	97,094
2015	143,816	140,991	99,916
2016	148,306	148,022	100,224
2017	146,680	145,985	100,921
2018	138,444	138,682	100,686
2019	134,934	131,560	104,060

日本弁護士連合会「弁護士白書」2020年版より

件数が大幅に減少したのに、既済事件数は増加せずに、未済事件数が増加していくというのは、比較的軽微あるいは平易な事件がなくなり、困難で複雑な訴訟事件ばかりが増えたことが原因なのでしょうか？そして、1件当たりの審理に十分な時間と手間を掛けているからなののでしょうか。

私には、どちらもがその原因だとは到底思えないのです。どのような社会になったとしても、世の中の潜在的な紛争(トラブル)の絶対数は、事案の難易を問わず、それほど変わらないであろうし、そのような紛争が当事者間の理解と譲歩によって自然消滅した件数が近年著しく増加してきたとも到底思えません。そして、裁判所が1事件にあてる審理は、近年極めて迅速化されてきています。

おそらくは、国民がそれぞれ抱える法的紛争(トラブル)を、「民事訴訟」という従来からの紛争解決手段に求めることに懐疑的・消極的になってきた(いわゆる「裁判離れ」)という傾向を示しているのではないのでしょうか。

そう考える理由はいくつか挙げられます。時間や費用がかかる、手続のペースが遅い、自分の知らない間に手続が進んでいる、裁判所では自分の言い分にきちんと耳を傾けて聞いてくれない、自分が予期した結果と違う、証拠のある・なしで機械的に結論が分かれ、人情味がない…など。

では、紛争は続いているが、裁判所には持ち込まれないトラブル、これらは一体、どこでどのような形で燻(くすぶ)っているのでしょうか？あるいは、どこかで合理的で公平な解決が図られているのでしょうか？いいえ。特に、土地の筆界や所有権界が争われるような事件は、その専門性、地域性、当事者間の強い感情や過去からの経緯などの事情とも相まって、紛争が紛争のまま燻(くすぶ)りながら次の世代へと引き継がれていくことも珍しくないと思います。

さて、ここからが皆さん方「土地家屋調査士」というプロフェッションの出番であり、そのステージこそが認証ADRである当センターの「調停」手続です。

「裁判手続」にはない、認証ADRによる「調停手続」の利点、これをどんどん市民の間に広めていって、「自分も使ってみようかな？」という気分させることが、まずは絶対不可欠です。

でも、その前に、皆さん方「土地家屋調査士」一人一人が、この調停手続の意義やメリット、使いやすさや結論の公平・妥当性、解決したときの当事者間の満足度などを知り、この手続を理解することが必要です。

当センターは、日々の現実の調停事件の処理とともに、さまざまな情報提供や研修、資料作成などを通じて、皆さん方のお手伝いをさせていただきたいと考えております。そのため微力ながら、委員長としての職務を果たしていきたいと考えております。

この一年、当センターの運営に対する皆さん方のご理解とご協力をお寄せいただきますよう、何卒、よろしくお願い申し上げます。

新副委員長 都築功会員

7月30日に行われた令和3年第1回あいち境界問題相談センター運営委員会において、新しく運営委員会の副委員長に選ばれました。運営委員になって2年余りのため、いろいろ不安はあり、委員会でご指名いただいてから、お引き受けするか迷いましたが、思い切って副委員長の重責にチャレンジさせていただこうと決心しました。

私の好きな言葉に「迷ったときは前に出ろ」という言葉があります。これは、故星野仙一氏の有名な言葉です。いろいろ深い意味はあるようですが、自分的には、「やらずに後でやればよかったと後悔するよりは、何事にもチャレンジした方がたとえ失敗しても後悔はない」という意味だと思って、人生のある時から、この言葉を実践するように心掛けてきました。最後には、今回もこの言葉を思い出して、お引き受けすることにしました。

今まで調査士会の役員等をやったことがないので、ご存じない方が多いと思いますので、簡単に自己紹介をさせていただきます。年齢は今年58歳で、現在、日進市で事務所を開いています。土地家屋調査士の登録をしてから、早いもので22年目になりました。ご縁があって、2年半程前から「あいち境界問題相談センター」の運営委員をやらせていただいています。年齢的には決して若くはないですが、まだまだチャレンジ精神は旺盛ですので、お引き受けした以上、委員長を補佐して、全力で職務に取り組ませていただく所存です。

話は変わりますが、私は、元来、性格的に気が弱く人との争いは苦手です。しかし、今までの調査士としての22年間を振り返ってみると、幾度も隣地所有者と境界トラブルに巻き込まれて、つらい日々を過ごした経験があります。開業当時は、境界トラブルの解決は、裁判所の力を借りるしかなかったので、泣き寝入りみたいなこともありました。しかし、現在は法務局の筆界特定制度や調査士会のADRもできて、かなり解決の選択肢が広がったと感じています。しかし、調査士会のADRである「あいち境界問題相談センター」は、調査士の方々にとって、筆界特定制度に比べて、まだまだ知名度が低く遠い存在であるのが現実だと思います。今後、副委員長として、「あいち境界問題相談センター」が、私のように境界トラブルに悩む多くの調査士の方々の助けになるよう、微力ながら努力してきますので、よろしくお願いいたします。

新運営委員 光飛田透子弁護士

このたび、運営委員に加えていただきました、弁護士の光飛田透子と申します。

これまで携わらせていただいたADRの調停では、一口に境界に関する紛争解決といってもアプローチがいくつもあることを学ぶことができ、大変貴重な経験をさせていただきました。

弁護士が境界の紛争に携わるときは、ご近所同士の感情的な対立が背景にあることも少なくありません。相手方にどこまで強く主張すべきか、それとも触れないでおくか、という基本的な態度を決める初期の段階で、プロである土地家屋調査士の先生方から、筆界の位置についてアドバイスを

受けたり、登記申請による解決方法の提案を受けることにより、紛争を客観視することは、本当に大切だと感じてきました。

あいち境界問題相談センターの調停は、プロの知恵を借りて話し合いができる、大変魅力的な手続きです。その魅力が当事者に実感していただけるよう、お手伝いできればと思います。若輩者ではございますが、どうぞよろしくお願いいたします。

(あとがき)

今期初めて開かれた運営委員会において、北條委員長から福本委員長に、岩井副委員長から都築副委員長にとバトンタッチが行われ、また、調停人をされている光飛田弁護士が新たに運営委員に就任されました。

一方で、長年にわたり運営委員及び運営委員長として、当センターにご尽力いただいた新城支部の夏目会員が昨年度をもってご勇退されました。夏目会員は、あいち境界問題相談センターが多くの会員に利用されることを心から願い、制度広報に力を注がれました。その思いは現委員に引き継がれております。長らくのご指導ありがとうございました。

私ども運営委員は、今後も、愛知会会員、そして一般の方がより使いやすい相談センターを運営できるよう努力していききたいと思います。

(あいち境界問題相談センター運営委員 藤曲泰樹)

フェイスブック <https://www.facebook.com/aichi.ADR/>

お問い合わせ先 あいち境界問題相談センター(愛知県土地家屋調査士会内)

電話番号 052(586)1200

・その他ご不明の点がある場合は、運営委員にご相談ください。

総務財務部会報告

総務財務部部員 青山 成行



本年度から総務財務部の部員として会務に携わることになりました昭和支部の青山成行と申します。日々、東郷町で汗まみれになり楽しく業務を行っていますが、振り返るともう20年以上になります。4月に部員予定者として内定されてから、はや半年が過ぎようとしています。本当に月日の経つのは早すぎると、しみじみ思う今日この頃です。

2年近くにわたるコロナ禍の生活でストレスが溜まってきていましたが、10月に入り、やっと緊急事態宣言が解除となって、今後は参集で会議を行えるのか、まだ当面はウィズコロナによるWEB会議となるのか分かりませんが、気を引き締めて会務に取り組んでいきますので、これからもよろしくをお願いします。6月の役員研修会から、いよいよ部員としての活動が始まり、気が引き締まる思いで研修会に参加しました。

総務財務部会では、第3回、第4回はWEB会議でしたが、第5回の部会から初めての参集会議となり、緊張して調査士会まで出向きました。会議が始まり最初の議題から活発な意見が出てきました。今までWEB会議でしたので、活発な議論が交わされる雰囲気はあまり感じずにいました。

また、総務財務部の議題は、慎重に決めていかななくてはならないことがたくさんあり、部会に出席している方々も会員や職員の方のためにと慎重に発言されていました。ここから第6回総務財務部会の議題を下記に掲載して少し触れていきたいと思います。

議 題

1. コロナ感染対応マニュアルについて
2. 就業規則の一部改正について
3. ハイブリッド会議について
4. 支部について
5. 会費未納者への対応について
6. 会費未納会員への各種給付金支給について
7. 道路使用許可に関する指導について
8. 会則施行規則改正について
9. 安否確認について
10. 定期便関連について
11. 各委員会報告

12. その他

- (1) 支部長会議の議事録について
- (2) 調査士愛知協働会について
- (3) 委員会の会議録について
- (4) 課税情報公開について

部会の議題の中で私が気になったのは議題7「道路使用許可に関する指導について」です。私も日々業務をする上で、測量機やターゲットを設置して測量するときに歩行者や車両にご迷惑をかけることがあり、何かあったらと自問自答しています。やはり難しい問題です。

最後に、今回の報告は、まだ部会の議題も皆さんの議論を聞いているばかりで自分が感じたことを綴っているだけですが、これからはいろいろなところにアンテナを張り巡らせて、会員の方に分かりやすく報告できたらと思います。

これからも末永くよろしくお願いします。

企画研修部会報告

研修部長 田中 智司



研修部長の田中です。

愛知会では会員の皆様の研鑽のために、さまざまな研修を行っています。その中でも昨年度から実施されることになりました年次研修につきまして、ご報告させていただきます。

年次研修はいわゆる倫理研修であり、本年度から日本土地家屋調査士会連合会において義務研修になりました。愛知会はそれに先立ち、昨年度から研修を実施しています。

さて年次研修ですが、他の士業においても取り入れられるようになっており、数年ごとに1回の研修を受けて業務の安定を図っています。本年度におきましては10月20日と23日に行われる予定ではありましたが、コロナウイルスの影響により来年令和4年3月5日(土)および23日(水)に変更となりました。愛知会においては入会年度を基準として、会員を5回に振り分け、5年をかけて実施する予定です。そのため今年度該当の会員の皆様におかれましては、大変ご迷惑を申し上げますが、よろしくお願いいたします。

また、来年度以降も継続して行われる研修ですので、皆様ご理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。

調査士の業務においては、測量の正確さ、また申請内容の正確さはもちろんのこと、不動産所有者の権利を守るためには常に倫理観を持ち、業務を遂行しなければなりません。土地家屋調査士倫理綱領においても「品位を保持し、公正な立場で誠実に業務をおこなう」となっています。業務の馴れ合いにより倫理観が薄れてくることも事実だと思います。そのための数年ごとの倫理研修であり、また初心に戻る良い機会と考えていただいて、年次研修を受講していただければと思います。ご自身の業務のため、また国民の財産の保全のために必ず研修を受けていただきますよう、よろしくお願いいたします。なお、研修の性格上、他の研修と異なり厳格な内容も含まれている箇所もありますので、こちらもまた、ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

それでは、10月6日に行われました第7回部会報告をさせていただきます。部会内容の詳細については会議録を掲載していますので、本会ホームページをご覧ください。

1. 第2回定例研修会について
2. 定例研修会時における事務連絡時間の追加について
3. 第3回定例研修会内容(12月2日開催)について

4. SIM データのみの資料センターの取扱いについて
5. 岐阜会の資料提供の依頼
6. 勉強会の開催について

第3回定例研修会については

日 時 令和3年12月2日(木)13時30分～16時30分予定

会 場 名古屋市公会堂4階ホール(名古屋会場のみの開催)

内 容 「オンライン申請」をテーマとした研修

第1部 事例を用いたのオンライン申請の解説

第2部 法務局担当者によるオンライン申請に関する留意点などの解説



を予定しています。

皆様におかれましては、冒頭の年次研修や定例研修など、本年度も研修が数多くありますが、ご参加のほど、よろしくお願い申し上げます。

企画広報部会報告

企画広報部部員 稲山 亮二



本年度から企画広報部の部員として会務に携わることになりました名古屋北支部の稲山亮二です。企画広報部会としてはコロナ禍で参集することができないため、10月の部会まですべてWEB会議で行ってきました。少しでも部員として微力ながら、お役に立ちたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

第6回企画広報部会が10月6日にWEB会議で開催されました。
主な議題は以下のとおりとなります。

1. 理事会報告
2. 中日新聞名刺広告の報告について
3. 愛知会会館の外壁を利用した広報設備について
4. 地域福利増進事業について
5. 動画作成による広報について
6. 筆界調査委員能力担保研修会について
7. 各委員会 PT 報告について
8. その他

中日新聞名刺広告について

日頃から広報活動について、ご協力ありがとうございます。また、表示登記無料相談会・土地家屋調査士制度をPRするため、今回の名刺広告に参加していただいた会員の皆様につきましては誠にありがとうございました。



私は今回の名刺広告が初めての掲載でしたが、補助者や家族から掲載されていたことについて話があり、少し嬉しく思いました。私自身は名刺広告を見た方から仕事の相談や依頼の電話はありませんでしたが、相談等の電話があった会員がいたようです。今回の名刺広告には無料登記相談会の開催案内はもちろん、土地家屋調査士が日常業務で困っている境界立会について協力のお願いを掲載しました。

また、土地家屋調査士を目指す若者向けに当会のホームページに掲載している「マンガでわかる土地家屋調査士成長物語」の QR コードも掲載しており、少しでも土地家屋調査士になるきっかけになればと思います。

「マンガでわかる土地家屋調査士成長物語」

<https://dbowflxxl7yu.cloudfront.net/about/growingstory.pdf>



動画作成による広報について

土地家屋調査士制度の広報活動の一環として PR 動画作成を進めています。まだ、スタートしたばかりで詳しい内容は決まっていません。私なりに動画について調べていたところ、日本土地家屋調査士会連合会のホームページに「動画で見る土地家屋調査士」があり、その中に「土地家屋調査士の一日」、「しあわせのマイホーム～土地家屋調査士がお手伝いします～」、「地面のボタンのなぞ」などあります。興味がある方はぜひ見てください。

「動画で見る土地家屋調査士」

<https://www.chosashi.or.jp/investigator/about/>

支部紹介 ～東三支部～

第1回



今月号から愛知県土地家屋調査士会の各支部について紹介していきます。支部で行われている事業や県内各地域の特色を支部選出の広報委員が紹介します！

東三支部は、豊橋市、豊川市、蒲郡市および田原市の会員が所属しています。支部の組織の中には、総務部、経理部、企画部、厚生部および広報部があり、各部(経理部を除く)は5～6名の部員で運営しています。おおむね、総務部は支部総会、経理部は決算、企画部は研修、厚生部は福利厚生、そして広報部は支部だよりを担当しています(あまり正確に説明ができているとは思えませんが、お許しを・・・)。支部会員が相互協力し、メリハリの効いた支部運営を行っています。

さて、三河地方といえば、うどんが有名です。中でも豊橋市のうどんは、ほぼ100%が手打ち麺を使用しているといわれています(不確かです)。自家製麺を使用しているところが他地域と比べてとても多いです(自家製麺率100%ともいわれています)。

シンプルなうどんが好きな方には「にかけ」うどんがおすすめです。全国的に言う「かけうどん」に比べて少しだけ具が多いかなという感じです。かまぼこ、刻んだ油揚げ、かつお節、きざみネギが添えられています(お店によって具は異なりますが、この四品は必ず入っていると思っています)。うどんのつゆは、出汁の効いた薄口のやさしい味です。私自身、うどん屋に入るとメニューも見ずに「にかけ」うどんを頼みます。からだにやさしい(特に懷に優しい)「にかけ」うどんは、唯一無二の選択肢です。

しかし、時には違った雰囲気を楽しみたいくなります。選択するなら、カレーうどんでしょう。子どものころからカレーライスは大好物でした。米が小麦に代わってもカレー味を求めてしまいます。薄口だの、やさしいだの書いていますが、「にかけ」以外を頼むなら、これに限ります。豊橋カレーうどんは、ごはん、とろろ、そしてカレーうどんが盛り付けられています。意外性がありすぎて、うどんとごはん？で、とろろ？と思われるかもしれません。とろろとカレーの組み合わせもなかなかのものです。器の底にあるひと工夫、「ごはん」と「とろろ」、さらに豊橋産うずら卵が特徴です。



「豊橋カレーうどん」の5箇条

1. 自家製麺を使用する。
2. 器の底から、ごはん・とろろ・カレーうどんの順に入れる。
3. 豊橋産ウズラ卵を使用する。
4. 福神漬け又は壺漬け・紅しょうがを添える。
5. 愛情を持って作る。

2010 年ごろが始まりだったと思いますが、当初のキャンペーンだったスタンプラリーに参加したことがあります。豊橋市内 20 店舗ほどのうち 5 店舗のスタンプを集めると景品がもらえるというもの。豊橋産のうずら卵は、ゆで卵、目玉焼き、そして串フライなど、お店によって姿かたちを変えます。卵一つをとっても多彩な調理がされており、うどんの太さや長さ、出汁の種類や少しの濃さの違いなど、いろいろと食べ比べてみたくなるうどんです。

(広報委員 吉田 明)

食べ方 みんな同じ でみんな違う 味 豊橋カレーうどん

豊橋のうどん屋さんは**自家製麺率100%**！その美味しいうどんを、もっと沢山の人に食べてほしい！というアツイ思いから「豊橋カレーうどん」が誕生。カレーうどんは、カレーのルーが残りがち。残りのルーも美味し〜く食べてもらえる様に器の底にひと工夫。麺にもカレーにも、そして食べ方にも愛情が詰まった豊橋カレーうどんを食べにおいでん！！

※「**豊橋カレーうどん**」は、豊橋市内に店舗を構え「豊橋麺類組合」に加盟し、かつ、提供店で構成される「チーム華麗」に加盟する店舗のみが販売できるご当地グルメです。



「豊橋カレーうどん」の食べ方

驚きの2層構造にびっくり！
二度おいしいのが「豊橋カレーうどん」

1. カレーうどんをふつうどおりに味わう！

POINT

器の底へ箸をさして混ぜないように。
楽しみが半減するよ。

2. うどんを食べ進めると、うどんの下から
「とろろがのったごはん」 が出てくる！

3. カレーと絡めて二度目の味を楽しむ！

一般社団法人豊橋コンベンション協会から引用
<http://www.honokuni.or.jp/toyohashi/udon/>

第 5 回理事会報告

日 時:令和 3 年 9 月 15 日(水) 午後 1 時 00 分～同 4 時 30 分

会 場:各事務所、在宅による WEB 会議

新型コロナウイルスの影響下において、Zoom を利用した理事会が開催された。主な議題としては、ワクチン接種を伴う就業規則の一部改正について、土地家屋調査士が主体となる所有者不明土地の有効利用(地域福利増進事業)について、制度広報に関する事項が審議された。

【協議・審議事項】

1. 就業規則の一部改正について

渡辺総務部長から就業規則第 46 条の特別休暇につき、職場における感染防止対策の観点から、ワクチン接種後に体調を崩した場合などに活用できる休暇制度を設けたことについて説明がされた。協議・審議の結果、全員賛成で可決承認された。

2. 会則施行規則の一部改正について

渡辺総務部長から年次研修に関する規定、資産及び会計に関する規定、事務局職員に関する規定の改正について説明がされた。協議・審議の結果、全員賛成で可決承認された。

3. 年次研修委員会規則の新設及び研修規則の改正について

田中研修部長から年次研修を運営する年次研修委員会の規則を策定及び研修規則第 12 条第 6 項の追加について説明がされた。協議・審議の結果、全員賛成で可決承認された。

【協議事項】

1. 地域福利増進事業 PT(仮称)組成について

河合企画副部長から当会の所有者不明土地を活用する先進的取組が国交省から採択されたので、具体的な計画協議を行うための地域福利増進事業 PT(仮称)を組成することについて説明がされた。協議から審議に変更し、審議の結果、全員賛成で可決承認された。

2. 定例研修会における講師料の支払いについて

田中研修部長から定例研修会において講師を務めた会員への講師料(謝礼金を研修講師謝礼金支給基準)をもとに算出し支払いすることについて説明がされた。協議から審議に変更し、審議の結果、賛成多数で可決承認された。

3. 中日新聞名刺広告について

中島広報副部長から中日新聞名刺広告の最終デザイン案について説明がされた。デザイン案及び名刺広告の枠数確定に伴う負担金増額について、協議から審議に変更し、審議の結果、全員賛成で可決承認された。

4. マンガでわかる土地家屋調査士成長物語の配布について

大岩副会長兼広報部長から連合会作成の「マンガでわかる土地家屋調査士成長物語」の購入について説明がされた。協議から審議に変更し、審議の結果、全員賛成で可決承認された。

【報告事項】

1. 来館者及び電話相談の集計について
2. 安否確認訓練結果について
3. コロナ感染対応マニュアルについて
4. 会費未納者への対応について
5. 会務通信への業務に関するお知らせの掲載について
6. 所有者不明土地を活用する先進的取組の二次募集の結果について
7. 第2回定例研修会の件
8. 研修会日程変更の件
9. 支部専用アカウントについて
10. あいち境界シンポジウムについて

最後に藤吉監事が所見を述べ、会議を終了した。

※理事会の詳細については、愛知会ホームページで議事録をご覧ください。

(企画広報理事 佐野 潤)

事務局からのご案内

11月の予定

- 2日 研究所全体会議
- 4日 総務財務部会、企画研修部会
企画広報部会、事業開発PT会議
- 5日 あいち境界問題相談センター運営委員会
自由業定例会
- 8日 あいち境界シンポジウムPT会議
- 10日 入会時研修
- 12日 年次研修委員会
- 17日 理事会
- 19～20日 葉月の会(札幌会)



10月の入会者

いしの まさみ

石野 正美(名古屋北支部)

愛知第 3070 号

〒 460-0024

名古屋市中区正木四丁目 8 番 7 号

れんが橋ビル 9F

土地家屋調査士法人アローフィールズ

TEL 052-684-5411

FAX 052-684-5412

※東京会から転入

再入会

かとう さとし

加藤 聡(名古屋西支部)

愛知第 2431 号

〒 452-0962

清須市春日川中 100 番地 1

TEL 052-400-4616

FAX 052-400-4616

事務所変更

高澤 敏明(昭和支部)

愛知第 1846 号

〒 468-0055

名古屋市天白区池場五丁目 1207 番地 1

鈴木荘ⅡEAST

TEL 052-893-9654・FAX 052-893-9653

退会者

林 研二(名古屋東支部)

愛知第 2338 号／平成 12 年 1 月入会

伊藤 慎二(名古屋東支部)

愛知第 2990 号／平成 31 年 3 月入会

※東京会へ転出

仙田 辰男(名古屋西支部)

愛知第 1659 号／昭和 53 年 1 月入会

佐藤 暢高(名古屋北支部)

愛知第 3013 号／令和元年 9 月入会

大津 龍太(東三支部)

愛知第 2683 号／平成 20 年 10 月入会

中澤 賢一(東三支部)

愛知第 1442 号／昭和 47 年 3 月入会

土地家屋調査士法人の入会

PGM 土地家屋調査士法人

従たる事務所(名古屋北支部)

(主たる事務所は東京都港区)

R3.4.16 入会(01-0093-18-0031)

〒460-0003

名古屋市中区錦三丁目 6 番 35 号

TEL 052-212-9076・FAX 052-212-9077

社員:愛知第 3053 号 石崎 洋昭

土地家屋調査士法人 かとう事務所

(名古屋東支部)

R3.9.2 入会(18-0040)

〒465-0024

名古屋市長久区本郷二丁目 173 番地の 4

名古屋インタービル 4 階

TEL 052-737-6887・FAX 052-737-6889

社員:愛知第 2439 号 加藤 哲也

社員:愛知第 3064 号 加藤 美和子

小冊子の送付について

小冊子「マンガでわかる土地家屋調査士成長物語」を送付しました。調査士の制度広報としてご利用ください。当会ホームページにも掲載しています。

HPトップページ>土地家屋調査士とは>あなたも土地家屋調査士になりませんか?



業務に関するお知らせ(9月15日から10月15日)

- 9月17日 新型コロナウイルスの感染拡大に伴う建物表題登記申請の対応について
- 9月29日 速達料金の引下げに伴う不動産登記事務及び商業登記事務の取扱いに係る留意事項について
- 10月 8日 「表示に関する登記における筆界確認情報の取扱いに関する指針(案)」に関する新聞記事について
- 10月12日 朝日新聞の記事について
- 10月15日 コンビニエンスストア等で発行された戸籍謄本等に係る偽造・改ざん防止対策について

以上、ホームページ>会員の広場>通知・通達へ掲載しました。



編集後記

新型コロナウイルス感染が、少しずつ収まりを見せ、街にもずいぶん人混みが見られるようになってきました。緊急事態宣言中は、夜も早くに静まり返り、外に出かけることさえ、はばかれましたが、行楽シーズンを迎え、次の休みには〇〇にドライブに行こうとか、〇〇にゆっくり買い物に行きたいといったコロナ禍前には、日常であったことを考えながら心も弾みます。もちろん、この先まだまだ油断してはならない新型コロナウイルス感染症ですが、『コロナ禍後』の日常を取り戻し、普通に過ごせる日々は近い気がします。



(広報委員 安田真由美)

■ホームページの URL <https://www.chosashi-aichi.or.jp>

■発行人/梅村 守

■発行所/愛知県土地家屋調査士会 〒451-0043 名古屋市中区新道一丁目 2 番 25 号 TEL 052-586-1200

協働会通信



一般社団法人
調査士愛知協働会

令和3年11月号

お知らせ

- ◆ 用品販売の配送業者を変更します。
- ◆ 各種用品の購入は、調査士愛知協働会にお任せ！vol.2

◆ 用品販売の配送業者を変更します

調査士愛知協働会では、本会に訪問することが困難な会員の皆様に用品の郵送を行っています。

今までは、購入いただいた用品を「ゆうパック」の適したサイズの送料で郵送していましたが、令和3年11月1日から「佐川急便」の配送サービスに変更いたします。

※以下のとおり送料が変更となります。

ゆうパック → 佐川急便

60サイズ 639円 → 350円

80サイズ 812円 → 380円

100サイズ 1009円 → 440円

140サイズ 1207円 → 630円

今までの配送料の半額ほどになります。



good

◆ 各種用品の購入は、調査士愛知協働会にお任せ！vol.2

調査士愛知協働会のオリジナル完了書類用紙(A4)は、1組50枚キャンペーン価格700円にて販売しています。お値打ちです。

↑ 完了書類用紙(A4サイズ)に、姉妹商品が登場しました！！ ↑

「オリジナル完了用紙(A3)」です。用紙中央に五三の桐マーク、斜めにローマ字で aichiken tochikaokuchousashi kaiin(愛知県土地家屋調査士会員)の白抜き文字がカッコいい用紙となります。もちろん、複写防止用紙です！

納品用の測量図にも、編集不可図面としての利用もできます。また、図枠がありませんので使い方は無限です！

是非、本会事務局内、調査士愛知協働会にて、この機会にご購入をご検討ください。協働会HPにて、用品の写真が確認できます。

(裏面参照)

愛知協働会

検索



協働会 用品注文書

申込みFAX番号 052-586-1222

問合せ電話番号 052-586-1200

年 月 日

商品コード	販売品目	販売単位	販売価格(税込)	注文数量	金額
1	会員バッジ	1個	1,100円		円
2	表札	1枚	28,600円		円
3	事件簿	1冊	300円	冊	円
4	地積測量図・土地所在図 (B4サイズ)	1冊(100枚)	9,000円	冊	円
5	建物併用図面 (B4サイズ)	1冊(100枚)	9,000円	冊	円
6	地役権図面 (B4サイズ)	1冊(100枚)	9,000円	冊	円
7	無地図面用紙 (B4サイズ)	1冊(100枚)	4,620円	冊	円
8	登記完了書類・白	1組(40枚)	1,000円	組	円
9	登記完了書類・茶	1組(40枚)	1,000円	組	円
10	完了書類用紙・連合会	1組(50枚)	1,100円	組	円
19	完了書類用紙・オリジナル (A4) ※キャンペーン価格	1組(50枚)	700円	組	円
84	完了書類用紙・オリジナル (A3) ※キャンペーン価格	1組(50枚)	1,500円	組	円
11	土地領収書	1冊	940円	冊	円
12	建物領収書	1冊	940円	冊	円
13	区分建物領収書	1冊	500円	冊	円
14	領収書・連合会様式 (内税方式)	1冊	500円	冊	円
15	領収書・連合会様式 (外税方式)	1冊	510円	冊	円
16	調査測量報告書	1組(10冊)	3,400円	組	円
29	識別情報保護シール(印字スペース有り)	1シート(5枚)	250円	シート	円
30	識別情報保護シール(印字スペースなし)	1シート(5枚)	250円	シート	円
31	登記識別情報封入OPP袋	1セット(5枚)	250円	セット	円
34	愛知会員オリジナル金バッジ	1個	5,500円	個	円
	合計金額				円
注文者名	送付先 〒				
	事務所所在地				
	登録番号				
	氏 名				
	電話番号				

愛知県土地家屋調査士会の窓口で購入できます。

窓口販売以外は注文商品を郵送いたします。商品代金と別途発送費用がかかります。

商品と振替用紙を発送しますので、商品到達次第、代金をお支払いください。

一般社団法人調査士愛知協働会（愛知県土地家屋調査士会内） 2021.09